

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
鳥獣保護区の指定予定(五七七・自然保護課).....	1
鳥獣保護区特別保護地区の指定予定(五七八・自然保護課).....	2
平成十五年度家畜人工授精師養成講習会の実施(五七九・農畜産振興課).....	3
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(五八〇・商工業振興課).....	3
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(五八一・商工業振興課).....	3
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(五八二・商工業振興課).....	4
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催(五八三・都市計画課).....	4
道路区域の変更及び供用開始(五八四・道路環境課).....	5
建設基準法による道路位置の指定(五八五・由利地域振興局建設部).....	5
証紙売りさばき人の指定(五八六・会計課).....	6
公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(環境整備課).....	6
県営土地改良事業工事の完了(由利地域振興局農林部).....	8
土地改良事業工事の完了の届出(平鹿地域振興局農林部).....	8
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)八件.....	8
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	14

## 告示

秋田県告示第五百七十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を指定する予定であるので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年七月二十二日  
 指定しようとする鳥獣保護区の概要

秋田県知事 寺田 典 城

名称	区 域	存続期間	保護の関する 指針の案
和賀岳鳥 獣保護区	仙北郡田沢湖町生保内地内の秋田 県と岩手県との県境と国有林秋田森 林管理署田沢湖事業区五十三林班と 秋田県雄物川地域森林計画区田沢湖 町六十一林班との境界との交点を起 点とし、同県境を南進し笹森山、貝 吹岳、五番森、モッコ岳を経て和賀 岳山頂に至り、同山頂より同郡角館 町と同郡太田町との境界を北西に進 み白岩岳山頂に至り、同山頂から国 有林秋田森林管理署角館事業区千百 七十六林班ち小班と一小班との小 班界を北東に進み堀内沢との交点に 至り、これより角館事業区千百七十 三林班の小班とく小班との一小班と う小班との小班界を北東に進み田沢 湖町と角館町との境界に至り、同境 界を東進し二ノ沢登山頂に至り、同 山頂から稜線を北東に進み部名垂沢 とセンノウ沢との合流点に至り、同 沢を北東に進み田沢湖事業区六十四 林班と五十七林班との林班界に至 り、同林班界を北進し生保内川との 交点に至り、同川を北西に進み国有 林と民有林との境界との交点に至 り、同境界を北進し起点に至る線で 囲まれた一円の区域から十丈の滝鳥 獣保護区を除いた区域	平成十五年十一 月一日から平成 二十五年十月三 十一日まで	(一)指定区分 森林鳥獣生息 地 (二)指定目的 当該地域には 国有林緑の回廊 が設定されてお り、イヌワシの 推定生息域とな っていること及 びニホンカモシ カ、ツキノワグ マ等の多種多様 な鳥獣が生息し ていることか ら、鳥獣保護区 に指定し、当該 地域に生息する 鳥獣の保護を図 る。

二 鳥獣保護区の指定の案の縦覧場所及び縦覧期間  
 生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課  
 平成十五年七月二十二日から同年八月四日まで

秋田県告示第五百七十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定する予定であるので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 指定しようとする鳥獣保護区特別保護地区の概要

名称	区 域	存続期間	保護の関する 指 針 の 案
大館長根山鳥獣保護区特別保護地区	大館市長根山鳥獣保護区のうち、大館市岩上貯水池の取水口を起点とし、民有林道岩上線を東進し同貯水池の東端から相吉沢沿いの秋葉山へ通じる山道に至り、同山道を南進し秋葉山山頂に至り、同山頂より長根山に通じる歩道を北進し長根山山頂に至り、同山頂から稜線を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	(一)指定区分 森林鳥獣生息地 (二)指定目的 大館長根山鳥獣保護区のうち岩神貯水池を含む秋葉山北側斜面は、良好な鳥獣の生息地となつており、ことから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
陣場岱鳥獣保護区特別保護地区	陣場岱鳥獣保護区のうち、中央公園堂ヶ岱入り口を起点とし、旧軌道跡を北進し町道石巻線に至り、同町	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	(一)指定区分 森林鳥獣生息地

地区	指定の案	存続期間	保護の関する指針の案
七滝鳥獣保護区特別保護地区	七滝鳥獣保護区全域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	(一)指定区分 森林鳥獣生息地 (二)指定目的 素波里鳥獣保護区のうち素波里湖水面の区域は、水鳥の良好な生息地となつており、ことから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
素波里鳥獣保護区特別保護地区	素波里鳥獣保護区のうち、素波里湖水面の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	(一)指定区分 森林鳥獣生息地 (二)指定目的 素波里鳥獣保護区のうち素波里湖水面は、水鳥の良好な生息地となつており、ことから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

	七滝鳥獣保護 区の全区域は、 森林性の鳥獣の 生息地として適 し多種多様な動 物が生息してい ることから、特 別保護地区に指 定し、当該区域 に生息する鳥獣 の生息環境を保 全する。
--	--

二 鳥獣保護区特別保護地区の指定の案の縦覧場所及び縦覧期間  
生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課  
平成十五年七月二十二日から同年八月四日まで

秋田県告示第五百七十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり平成十五年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年秋田県規則第十一号）第二条第一項の規定に基づき、公示する。  
平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 講習の期日及び場所
  - (一) 期日 平成十五年九月九日（火）から同月二十六日（金）まで
  - (二) 場所 南秋田郡大瀧村字南二丁目二番地 秋田県立大学短期大学部
- 二 家畜の種類 牛
- 三 受講資格 家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しないもの
- 四 受講定員 三十五名
- 五 受講に必要な書類
  - (一) 受講願書
  - (二) 履歴書
- 六 受講願書用紙の交付
  - (一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十五年七月十五日（火）から同年八月二十九日（金）まで

- 七 受講願書の受付
  - (一) 期間及び時間 日曜日及び土曜日を除き、平成十五年七月二十二日（火）から同年八月二十九日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで。
  - (二) 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 八 受講に要する経費
  - (一) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
  - (二) 額 二万七千円
- 九 講習についての問い合わせ先
  - (一) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。
  - (二) 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班（電話〇一八 八六〇 一八〇九）

秋田県告示第五百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 秋田ショッピングセンター
  - 秋田市中通二丁目八番一号
- 二 秋田市長の意見
  - 意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
  - 意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (一) 縦覧場所
    - 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
    - 秋田市役所 商業商工課
  - (二) 縦覧期間
    - 平成十五年七月二十二日から同年八月二十二日まで

秋田県告示第五百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーモルラッキー

平鹿郡十文字町仁井田字海道東二十二番地一

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年七月十四日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

十文字役場 商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月二十二日から同年八月二十二日まで

秋田県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヤマサコーポレーション 代表取締役 鈴木 一 義

本荘市出戸町字岩瀬下百三番地一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カルチャータウン横手

横手市婦気大堤字中田五十九番二外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

株式会社ヤマサコーポレーション

ア 変更前 午後十一時

イ 変更後 翌日午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前九時三十分から午後十一時三十分まで

イ 変更後 午前九時三十分から翌日午前零時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十五年七月十一日

二 届出年月日

平成十五年七月八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月二十二日から同年十一月二十五日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和四十五年秋田県規則第一号）第三条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 公聴会に係る都市計画の名称等

(一) 仁賀保都市計画

(1) 公聴会の日時

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
県 道	旧	上松木内玉川線	仙北郡西木村上松木内字松沢四三九番六地先から四二九番九八地先まで		五・〇〇〇	一・三三〇
	新	上松木内玉川線	仙北郡西木村上松木内字松沢四三九番六地先から四二九番九八地先まで	三九・〇〇〇	一・〇八〇	

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十五年七月二十二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年七月二十二日から同年八月四日まで

秋田県告示第五百八十五号

- (1) 公聴会の日時  
平成十五年八月五日(火)午後二時  
公聴会の場所  
由利郡象潟町字浜ノ田一番地 象潟町役場
  - (2) 公聴会の日時  
平成十五年八月五日(火)午後二時  
公聴会の場所  
由利郡象潟町字浜ノ田一番地 象潟町役場
  - (3) 公聴会の日時  
平成十五年八月五日(火)午前十時  
公聴会の場所  
由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番地一 仁賀保町総合福祉交流センター
- 定めようとする都市計画の構想
- 仁賀保都市計画道路(仁賀保南高速線)に関する都市計画の決定素案
- 当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、由利地域振興局建設部、仁賀保町建設課及び金浦町産業建設課に備え置いて、平成十五年七月二十二日(火)から同年八月五日(火)までの間縦覧に供する。

- 二 公述申込書の提出期限等
- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年七月二十九日(火)午後五時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申込書を三に掲げる場所に提出すること。
- (二) (一)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することができる。
- (三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することができる。
- (四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申込書を提出した者に通知する。
- (五) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。
- 三 問い合わせ先  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課 電話〇一八(八六〇)二四四五
- 秋田県告示第五百八十四号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 本庄市出戸町字小人町百十五番地三 本庄開発 代表 荘 司 清	道路の位置の指定箇所 本庄市薬師堂字中道二百五十九番一、二百五十八番一	道路の延長 五十四・五五メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年七月十日
---	--	---------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第五百八十六号  
秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の住所及び氏名 男鹿市船川港船川字新浜町一番地四 男鹿地区交通安全協会	売りさばき場所 男鹿市船川港船川字新浜町一番地四	指定年月日 平成十五年七月十四日
---	-----------------------------	---------------------

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号。以下「令」という。）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 工事名 秋田県環境保全センターD区処分場整備工事

- (二) 工事施工場所 仙北郡協和町上淀川地内
- (三) 工事内容
  - (一) 造成土工 切土八十六万立方メートル及び盛土四十四万立方メートル
  - (二) 遮水シート敷設工 十五万八千平方メートル
  - (三) 浸出水排出工（直径四百ミリメートルポリエチレン管）千九百メートル
  - (四) 地下水集排出工（直径三百ミリメートルポリエチレン管）八千六百メートル
- (四) 工期 平成十八年三月下旬まで
- 二 予定価格 五十七億五千九百四十七万五百円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 三 入札に参加する者に必要な資格等
  - (一) 五者の構成員から成る任意に結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
  - (二) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
    - (1) 共同企業体における出資比率が十分の一・二以上であること。
    - (2) 令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
    - (3) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - (4) 入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (5) 秋田県一般競争入札参加者名簿の一般土木工事に登録されていること。
  - (6) 当該共同企業体以外の共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。
- (三) 共同企業体の代表者となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

四 入札手続等

- (一) 担当部局
  - (1) 一般的事項
    - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
    - 生活環境文化部環境整備課総務班(電話〇一八 八六〇 一六〇七)
    - 設計図書に関する事項
      - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
      - 生活環境文化部環境整備課産業廃棄物班(電話〇一八 八六〇 一五九七)
    - 契約条項を示す場所
      - (一)に掲げる場所
      - (二)に掲げる場所
    - 入札説明書の交付期間及び場所
      - 秋田県の休日を含め、平成十五年七月二十二日(火)から同年八月五日(火)までの期間、(一)に掲げる場所及び提出方法
  - (2) 共同企業体入札参加資格申請書、共同企業体協定書、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出期間、提出場所及び提出方法
    - 平成十五年七月二十二日(火)から同年八月五日(火)までの期間、(一)に掲げる場所に持参の上、提出すること。
- (二) 共同企業体における出資比率が各構成員のうち最大であること。
- (三) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価が九百九十点以上であること。
- (四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条第二項又は第七条第十四号八に規定する最終処分場の工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率十分の二以上の場合の者に限る。)を有すること。
- (五) なお、工事の種類は、造成工事又は水処理施設工場のいずれかに該当するものとし、規模は問わないものであること。
- (六) 一級土木施工管理技士又は技術士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(三)に掲げる工事と同種の工事に携わった経歴のあるものを本工事に専任で配置できること。
- (七) 共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (八) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価が九百十以上であること。
- (九) 一級土木施工管理技士又は技術士の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

五 その他

- (一) 入札の方法
  - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 見積内訳明細書の提出
  - 入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提出すること。
- (二) 入札の無効
  - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定
  - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (四) 入札保証金
  - 規則第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
  - 手続きにおける交渉の有無 無
  - 契約書作成の要否 要
  - 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
  - 関連情報入手するための照会窓口 四(一)に掲げる部局
  - この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (五) 入札及び開札の日時及び場所
  - 平成十五年九月二日(火)午前十一時 秋田県庁第二庁舎五十三会議室
  - 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
    - 平成十五年八月二十九日(金)午後五時 (一)に掲げる場所
- (六) 入札及び開札の日時及び場所
  - 平成十五年九月二日(火)午前十一時 秋田県庁第二庁舎五十三会議室
  - 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
    - 平成十五年八月二十九日(金)午後五時 (一)に掲げる場所
- (七) 入札及び開札の日時及び場所
  - 平成十五年九月二日(火)午前十一時 秋田県庁第二庁舎五十三会議室
  - 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
    - 平成十五年八月二十九日(金)午後五時 (一)に掲げる場所
- (八) 入札及び開札の日時及び場所
  - 平成十五年九月二日(火)午前十一時 秋田県庁第二庁舎五十三会議室
  - 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
    - 平成十五年八月二十九日(金)午後五時 (一)に掲げる場所
- (九) 入札及び開札の日時及び場所
  - 平成十五年九月二日(火)午前十一時 秋田県庁第二庁舎五十三会議室
  - 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
    - 平成十五年八月二十九日(金)午後五時 (一)に掲げる場所
- (十) 入札及び開札の日時及び場所
  - 平成十五年九月二日(火)午前十一時 秋田県庁第二庁舎五十三会議室
  - 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
    - 平成十五年八月二十九日(金)午後五時 (一)に掲げる場所

- (二) 本工事は、令第百六十七条の十第一項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用している。
- (三) その他詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Subject matter of the contract: Construction work on Landfill D, the Akita Prefecture Environmental Preservation Center
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. 5 August, 2003
- 3 The date and time for the submission of tenders: 11:00 A.M. 2 September, 2003 (Tenders submitted by mail: 5:00 P.M. 29 August, 2003)
- 4 Contact point for tender documentation concerning

- (1) General Affairs: Environment Management Division, Department of Life, Environment and Culture, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-1607
- (2) Blueprints: Environment Management Division, Department of Life, Environment and Culture, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-1597

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(新荘地区担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年七月二十三日から平成十五年八月十九日まで
- 三 縦覧場所 矢島町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、平鹿郡平鹿町醍醐字当面町一番地神坂勝治ほか二十六人から土地改良事業(金屋地区非補助土地改良事業)に係る工事が平成十四年六月三十日完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
男性用防寒革靴 二百六十三足  
購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (二) 納入期限  
平成十五年十月三十一日(金)
  - (三) 納入場所  
県が指定する場所
  - (四) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 二 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年八月八日(金) 午前十時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他

(一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
 規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

男性用短靴 七百三十六足

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十月十日(金)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三)(二)(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月八日(金)午前十時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
防寒ゴム長靴 二百四十八足
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年十月十七日(金)
  - (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め、平成十五年七月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年八月八日(金)午前十時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

- (一) 望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
男性用靴下 六百八十一組
  - (二) 購入物品の仕様等  
六足一組(冬用三足・合用三足)
  - (三) その他については、入札説明書及び仕様書による。
  - (四) 納入期限  
平成十五年九月二十六日(金)
  - (五) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (一) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年八月八日(金)午前十時四十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月二十二日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量

- 男性用白ワイシャツ 九百二十三着
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年十月三日(金)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年八月八日(金)午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と  
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書  
に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭  
和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ブルドーザ 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十月三十一日（金）

(四) 納入場所

秋田県立鷹巣技術専門学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号（第一条第一項に  
規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十二日（火）から同月三十一日（木）  
までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月八日（金）午後一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百  
六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当  
する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額  
を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消  
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希  
望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と  
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ  
により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書  
に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭  
和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

立型マシニングセンタ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十月三十一日（金）

- (四) 納入場所  
秋田県立横手技術専門校
- (二) 入札に参加する者に必要な資格  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年八月八日(金)午後一時二十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

- に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月二十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
普通旋盤 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年十月三十一日(金)
- (四) 納入場所  
秋田県立横手技術専門校
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年八月八日(金)午後一時四十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

全自動窒素炭素同位体質量分析器 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十一月十日(月)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(一) 資格に係る申請

(2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年八月二十五日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同年九月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年九月八日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出するもの。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Nitrogen and Carbon Stable Isotope Ratio Mass Spectrometer 1 Set
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 8 September, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005  
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄